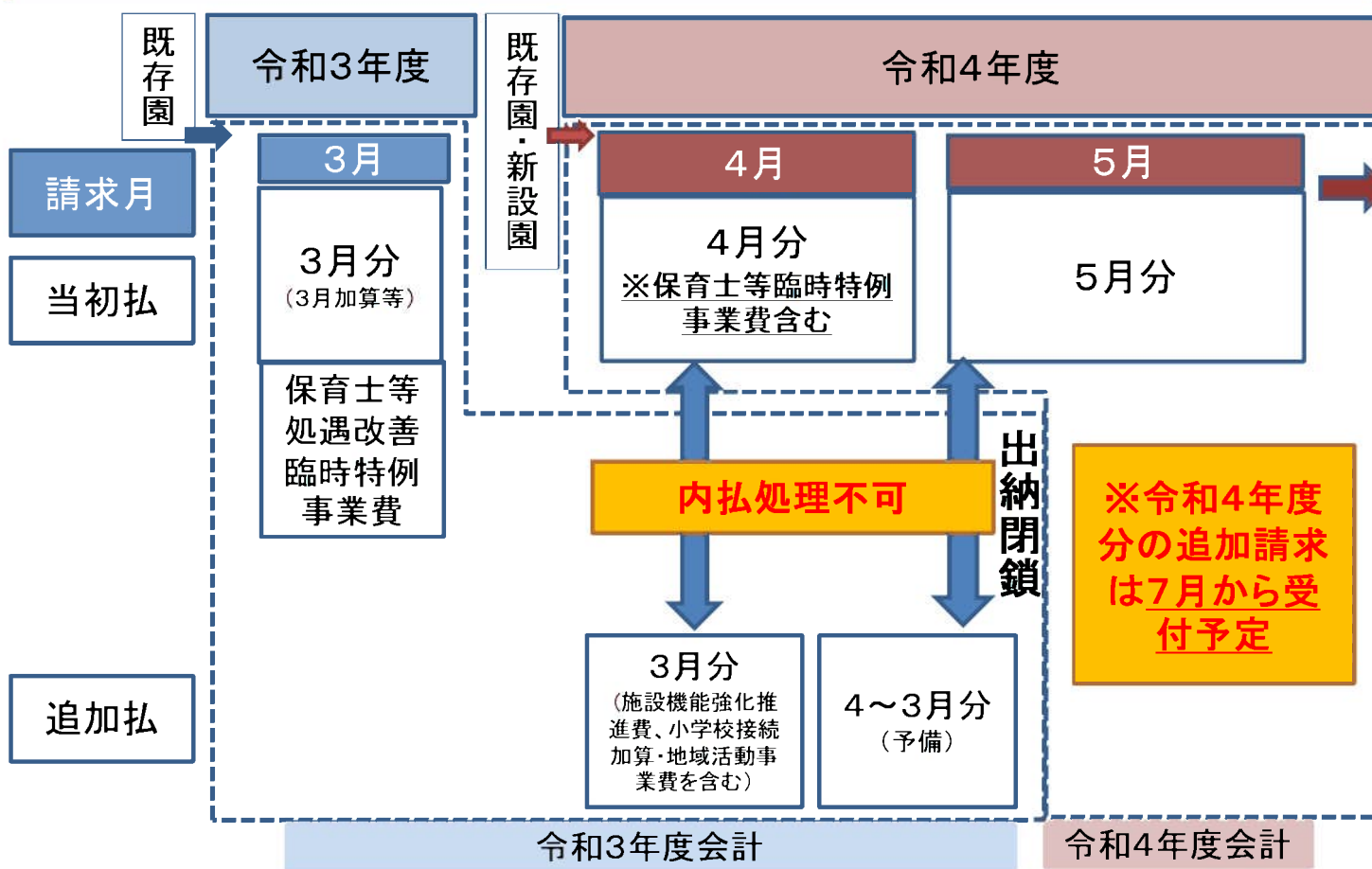


令和3年度末及び新年度の給付費等の請求方法について 資料1-1



令和3年度子どものための教育・保育給付費等の実績報告について

資料1-2

下記の表に該当する加算及び助成金の支給を受けている施設は、所定の報告様式を用いて実績報告を行う必要があります。

公定価格上の加算

休日保育加算

賃借料加算

チーム保育推進加算

高齢者等活躍促進加算

施設機能強化推進費加算

第三者評価受審加算

提出期限

4月末日

市加算額上の加算

児童災害共済掛金

補足給付費

嘱託医手当

歯科検診事業費

入園前健康診断手当

地域活動事業費

提出期限

地域活動事業費：4月末日

その他

20日払いの施設：4月5日

25日払いの施設：4月8日

助成金

土地借地料助成金

施設整備借入金返済費助成金

提出期限

4月末日

※その他補助金の実績報告については、別途ご案内します。

補足給付費の実績報告について

3月中に、市から各施設に、支給実績が記載された様式を配布。

⇒保護者の署名が必須。

※ただし、市からの様式配布後では署名が難しい場合（卒園・退園・転園等）は、白紙の様式に、施設側で支給実績を記載し、保護者に署名していただいでください。

押印は不要になりましたが、
署名（自署）が必要です！

令和3年度補足給付費実績報告書

令和4年3月31日

(宛先) 川崎市長 様

所在地 川崎市〇〇区〇〇〇〇一〇〇
氏名 社会福祉法人〇〇〇 理事長 〇〇〇

令和3年度子どものための教育・保育給付費等のうち、下記認定番号の児童への補足給付費の執行に係る実績について、次のとおり報告します。

保育所名	〇〇〇保育園		
認定番号	0000000000000		
支給月	支給額	減免額	差額
4月			0
5月			0
6月	2,000	2,000	0
7月			0
8月			0
9月			0
10月	2,000	2,000	0
11月			0
12月			0
1月			0
2月			0
3月			0

<保護者証明欄>

令和3年度子どものための教育・保育給付費等として、上記のとおり補足給付費の支給により教材費・行事費等の実費徴収額の減免を受けたことを証明します。

氏名 川崎 幸子

【 公定価格について 】

1. 令和3年度国家公務員給与改定に伴う令和4年度単価改定

令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定(期末手当▲0.15月分)については、令和4年4月分の公定価格(令和4年度の単価表)から反映が予定されています。

令和4年4月からの単価については、国から示されましたら、川崎市からご案内します。

2. 新型コロナウイルス感染症により臨時休園等を行う場合の人件費の取扱い

臨時休園等に伴う人件費の取扱いとして、公定価格等に基づく人件費支出については、通常時と同水準とする対応が求められています。

保育士等の賃金が減額されている事例があるとの報道等がなされていますが、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うよう今後とも御対応ください。

【市加算運営費について】

1. 市加配保育士等の基準人数の見直しについて

令和3年度から、年齢別配置基準の計算式を国の示す算定基準と同様のものとする見直しを行いました。

令和4年度からは、次の3つの市助成についても、基準人数の計算式を上記年齢別配置基準の計算式と同様のものへと見直しを行います。(令和4年1月14日付け通知により通知済)
基準人数が変更となることで、影響のある市助成は、次の3つとなります。

①休憩休息保育士雇用費 ②週40時間勤務保障保育士雇用費 ③指導用給食費

2. 市会計年度任用職員の標準単価の見直しに伴う単価変更

市会計年度任用職員(旧:臨時的任用職員)の標準単価の見直しにより、次の市助成の金額が見直されました。

・産休等代替臨時職員雇用費

※変更後の単価は、参考資料1-11参照

1. 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

各種加算の正式な認定をするまでの請求方法については、以下のとおりとします

処遇改善等加算Ⅰ（6月末に認定予定）

保育所の区分	加算率の暫定的取扱い
既存園	令和3年度に認定された処遇改善等加算率を上限として、令和4年度の職員の平均勤続年数の見込等を踏まえた任意の率（8%以上）で請求
新設園(民営化及び認可化含む)	賃金改善やキャリアアップの取り組み予定を踏まえた上で、 <u>8%</u> で請求

処遇改善等加算Ⅱ（9月以降に認定予定）

保育所の区分	加算対象職員数の暫定的取扱い
令和3年度に本加算認定を受けた既存園	令和3年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）により暫定的に請求
令和3年度に本加算認定を受けていない既存園及び新設園（民営化及び認可化含む）	<u>正式な認定をするまでの間は、請求できない</u> （正式な認定後、遡及して請求）

市処遇改善等加算Ⅱ（9月以降に認定予定）

全園、正式な認定をするまでの間は、請求できない（正式な認定後、遡及して請求）

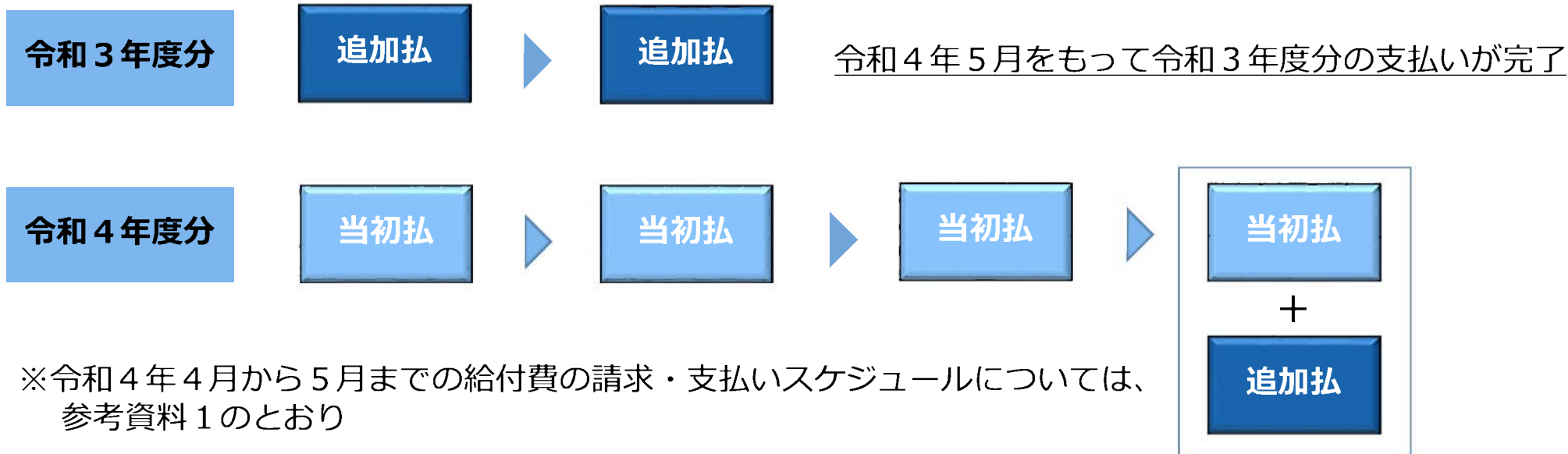
加算名	正式な認定をするまでの暫定的取扱い	認定時期（予定）
3歳児配置改善加算	職員配置状況に応じて請求可	6月末
休日保育加算	前年度の利用実績に基づく「令和4年度休日保育加算の仮認定区分」により請求可	9月末
夜間保育加算	認定の必要がないため、該当園は請求可	認定不要
減価償却費加算	既に認定済みの園は請求できる。認定がされていない該当園は申し出により請求可	6月末
賃借料加算	新設園（認可化含む）と、既存園であっても定員や賃借料に変更があった場合には、「令和4年度賃借料加算の仮認定内容」に基づき公定価格上の賃借料加算有の園のみ請求可	9月末
チーム保育推進加算	認定までの間は、請求不可	8月末
副食費免除加算	該当児童の在籍をもって請求可	認定不要
分園減算	分園の場合に適用されるため手続き不要	認定不要
施設長未配置減算	施設長を配置していない場合に適用される	随時
土曜日閉所減算	土曜日に施設を閉所する場合にその日数に基づき請求	随時

加算名	正式な認定をするまでの暫定的取扱い	認定時期（予定）
主任保育士専任加算	延長保育、一時保育、病児保育、乳児3人以上受入のうち複数事業を行う園のみ請求可 障害児受入を含む複数事業の場合は障害児認定がされてから遡及して請求可	障害児保育費認定後 順次認定
療育支援加算	認定までの間は、請求不可	障害児保育費認定後 順次認定
事務職員雇上費加算	全園加算有として請求可	6月末
冷暖房費加算	全園加算有として請求可	認定不要
3月加算	高齢者等活躍推進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算については、認定までの間は、請求不可	2月末
栄養管理加算	職員配置状況に応じて請求可	6月末
旧市加算	旧市加算（市主任保育士専任加算及び障害児保育費を除く）については、全施設加算有で請求可 市主任保育士専任加算については、要件に合致する園のみ請求可 障害児保育費については、認定までの間は請求不可	市主任： 障害児保育費認定後 順次認定 障害児保育費： 夏頃と秋頃の2回に分けて認定

加算名	正式な認定をするまでの暫定的取扱い	認定時期（予定）
補足給付費	生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合には、全施設請求可	認定不要
延長保育費	利用登録児数に応じて当初請求可、追加請求時に利用実績に基づき精算 ただし、保育料免除加算分については、実績取込み後の追加請求から請求可。障害児加算分については、障害児保育費の認定をするまでは請求不可	認定不要
市職員雇用費等	職員配置状況に応じて請求可 ただし、産休等代替臨時職員雇用費については、都度、別途認定申請が必要	認定不要 (産休代替を除く)
嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費	全園加算有として請求可 ただし、入園前健康診断は2月のみ請求可 歯科検診事業費は実施月に請求可	認定不要
市第三者評価受審加算、地域活動事業費	認定までの間は、請求不可	2月末
市休日保育加算(障害児受入分)	認定までの間は、請求不可	随時
市賃借料加算	公定価格上の賃借料加算と同様 ただし、市賃借料加算の上限額から公定価格上の賃借料加算を減じた額についてのみ請求可	9月末

2. 令和4年度の追加請求について

令和4年度の追加請求については、
令和4年度処遇改善等加算率の認定がされた後の7月から行えるものとします。



令和4年度子どものための教育・保育給付費の各種加算認定手続きについて

資料1-5

○昨年度からの変更点

1. 障害児保育費加算認定事務を令和4年度から次のとおり見直します。

変更前	全対象者について、書面審査の他、行動確認による認定
変更後	・書面による認定（夏頃） ・書面の他、行動確認を要する場合の認定（秋以降）

※様式等の必要書類、提出時期等、詳細については、別途通知します。

2. 障害児保育費認定が影響する加算の申請について

主任保育士専任加算、市主任保育士専任加算、療育支援加算については、障害児保育費認定事務の見直しに伴い、次のとおり、申請時期を変更します。

変更前	9月15日まで（障害児保育費の認定結果が届き次第）
変更後	障害児保育費の認定結果が届き次第

※詳細については、別途通知します。

○その他の加算にかかる注意点

・「施設未配置減算」「土曜日閉所減算」「栄養管理加算」については適用となる最初のタイミングで申請が必要です。

年度中に継続あるいは再び適用となった場合でも、当年度中は本市で適用状況を確認するため2度目以降の申請は不要です。

処遇改善等加算 I

資料2-1

【概要】

当該加算率は、4月1日現在の常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務している職員で正職員・パート問わず）1人当たりの平均経験年数に応じた加算率の基礎分と賃金改善要件分（キャリアパス要件分を含む）の値を合計した値により認定する。

【支給対象】

当該施設に勤務する全職員を対象に、月例給・一時金により支払うものとする。

①基礎分

平均経験年数に応じて設定（2～12%）

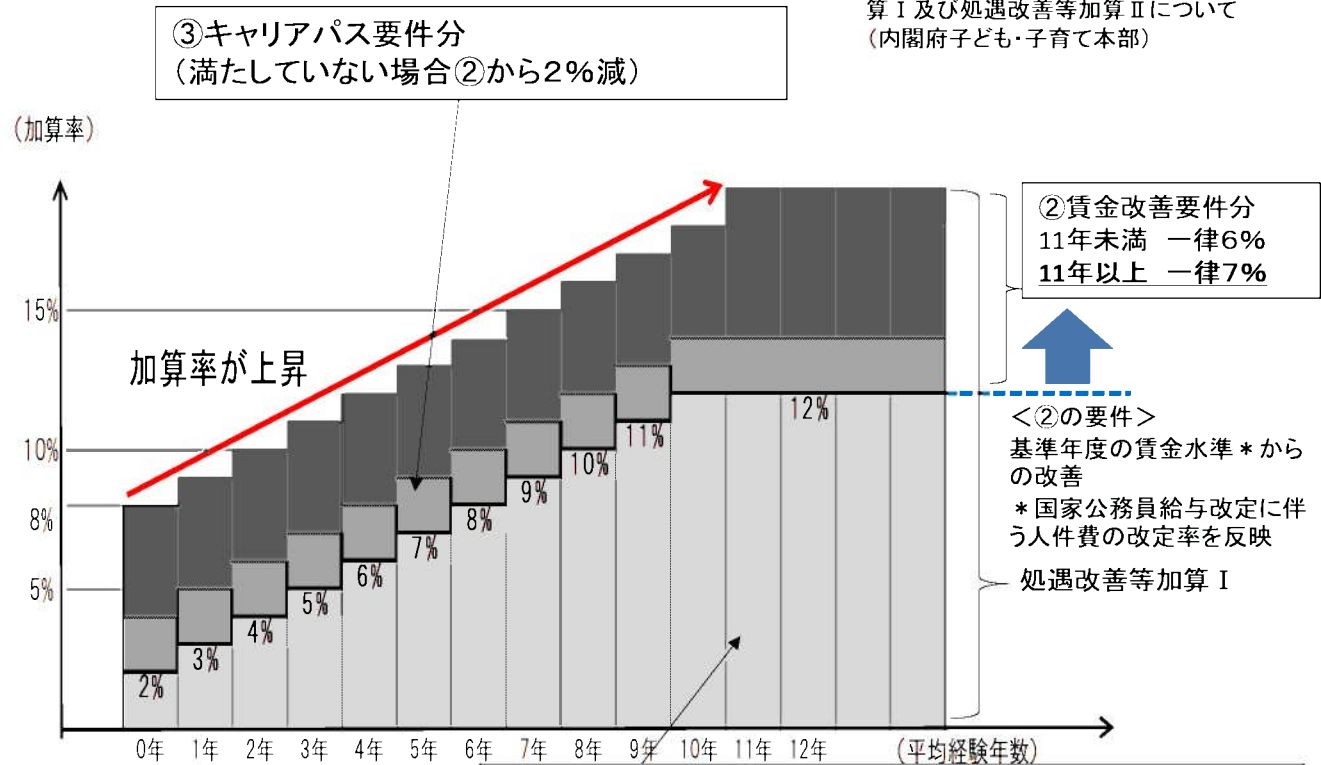
②賃金改善要件分

「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対し、賃金改善を行う（6%、平均勤続年数11年以上の施設は7%）。

③キャリアパス要件分（②の内数）

役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等が要件（満たさない場合、②から2%減）

引用：施設型給付費等に係る処遇改善等加算 I 及び処遇改善等加算 II について
（内閣府子ども・子育て本部）



*新規開設園の場合、当該加算率は暫定加算率8%を適用します。夏の本認定に伴い、遡及して精算を行います。

①基礎分

※経験年数が増えるとともに増加する加算額については、昇給等に充当することが必要

処遇改善等加算Ⅱ

資料2-1

【概要】

園長及び主任保育士未満の技能・経験を積んだ職員に対して、追加的に人件費を加算する。

【支給対象】

A 副主任保育士等

概ね7年以上の経験を有する者。キャリアアップ研修の要件は次ページ参照

B 職務分野別リーダー等

概ね3年以上の経験を有する者。キャリアアップ研修の要件は次ページ参照

※研修修了要件は令和5年度から段階的に適用する。(別紙参照)

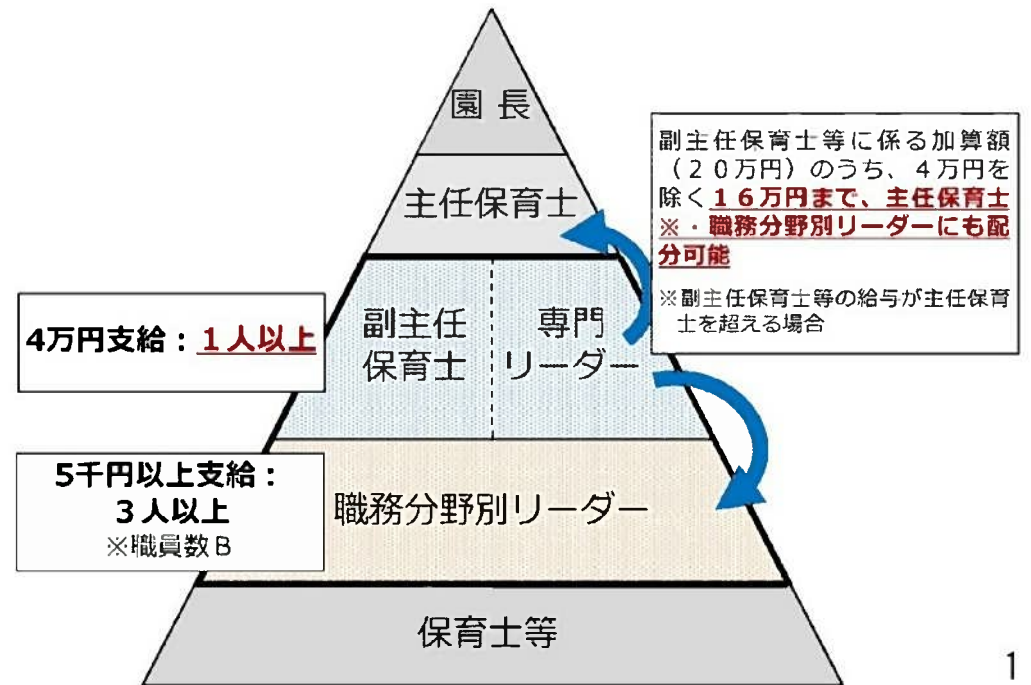
上記について、発令や職務命令等を行った上で毎月支払われる月例給・手当により支払うものとする。

【配分】

職員構成を考慮して月額4万円の賃金改善を行う者を1人以上確保した上で園長を除く職員に月額5千円～4万円未満で配分が可能

※職務分野別リーダーに配分する場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち、最も低い額を超えないこと。

〈人数A:5人、人数B:3人のイメージ図〉



引用：子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会資料（内閣府子ども・子育て本部）

処遇改善等加算Ⅱ概要図

資料2-1

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

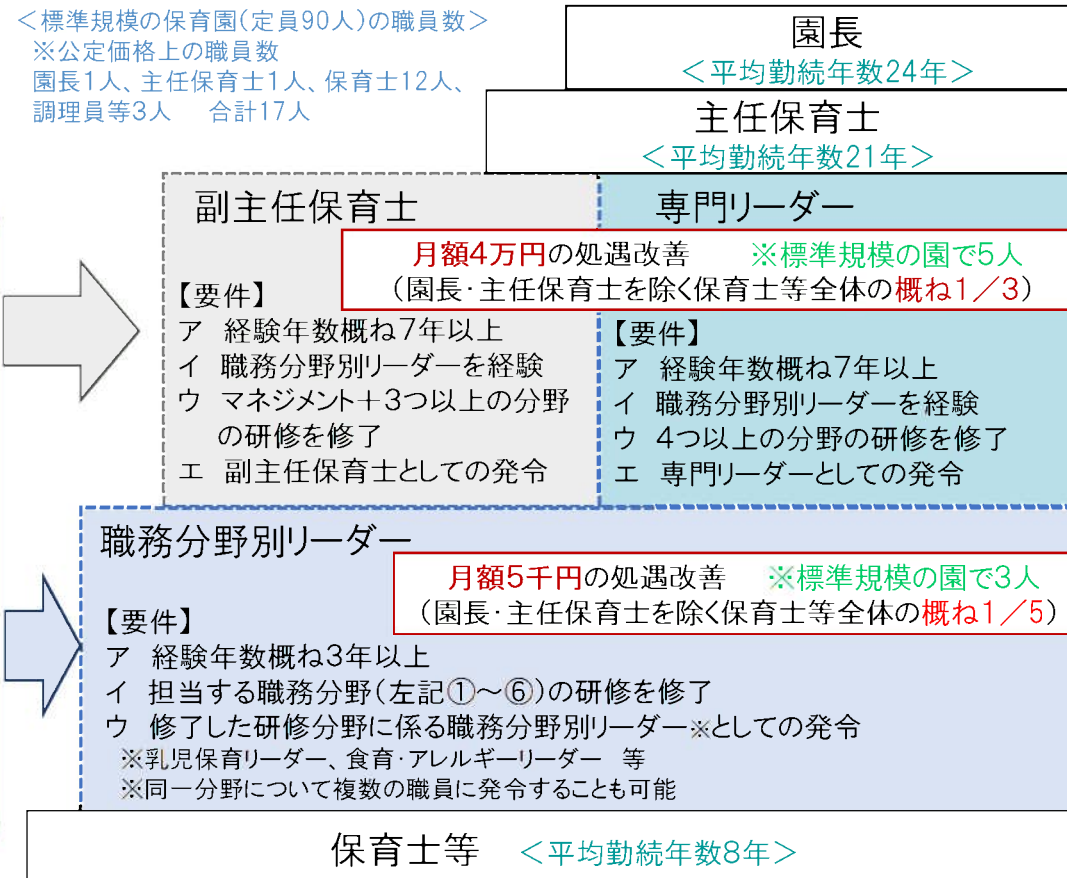
キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

①乳児保育 ②幼児教育
③障害児保育 ④食育・アレルギー
⑤保健衛生・安全対策
⑥保護者支援・子育て支援
⑦保育実践 ⑧マネジメント

※研修の実施主体：都道府県等
※研修修了の効力：全国で有効
※研修修了者が離職後再就職する場
合：以前の研修修了の効力は引き
続き有効
※⑦については令和元年度までに実施
した研修に限る



※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

資料2-1

概要

令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が、以下の表のとおり段階的に適用されます。
処遇改善等加算Ⅱによる改善を受ける前月までに必要となる研修を修了している必要がありますので、令和5年度に処遇改善等加算Ⅱによる改善を想定しており、まだ研修受講要件を修了していない職員には、必ず令和4年度中に研修が修了するように計画的に受講してください。

研修受講要件の適用時期

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
副主任保育士 (人数A)	研修受講要件を適用しない	令和8年度から適用される研修受講要件のうち1つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件のうち2つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件のうち3つ以上	専門分野別研修のうち3つ以上の研修分野及びマネジメント研修
専門リーダー (人数A)	研修受講要件を適用しない	令和8年度から適用される研修受講要件のうち1つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件のうち2つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件のうち3つ以上	専門分野別研修のうち4つ以上の研修分野
職務別分野リーダー (人数B)	研修受講要件を適用しない	研修受講要件を適用しない	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1つ以上

市処遇改善等加算Ⅱ

資料2-1

【概要】

国の公定価格において、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる職員の経験年数が3～6年の者と7年以上の者が多くいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完する。

概ね国処遇改善等加算Ⅱと同様の性質となるが、支給対象、発令の要否等異なる。

【加算額】

3～6年の者と7年以上の者を限定とする（発令は不要）。※国処遇Ⅱとは異なる

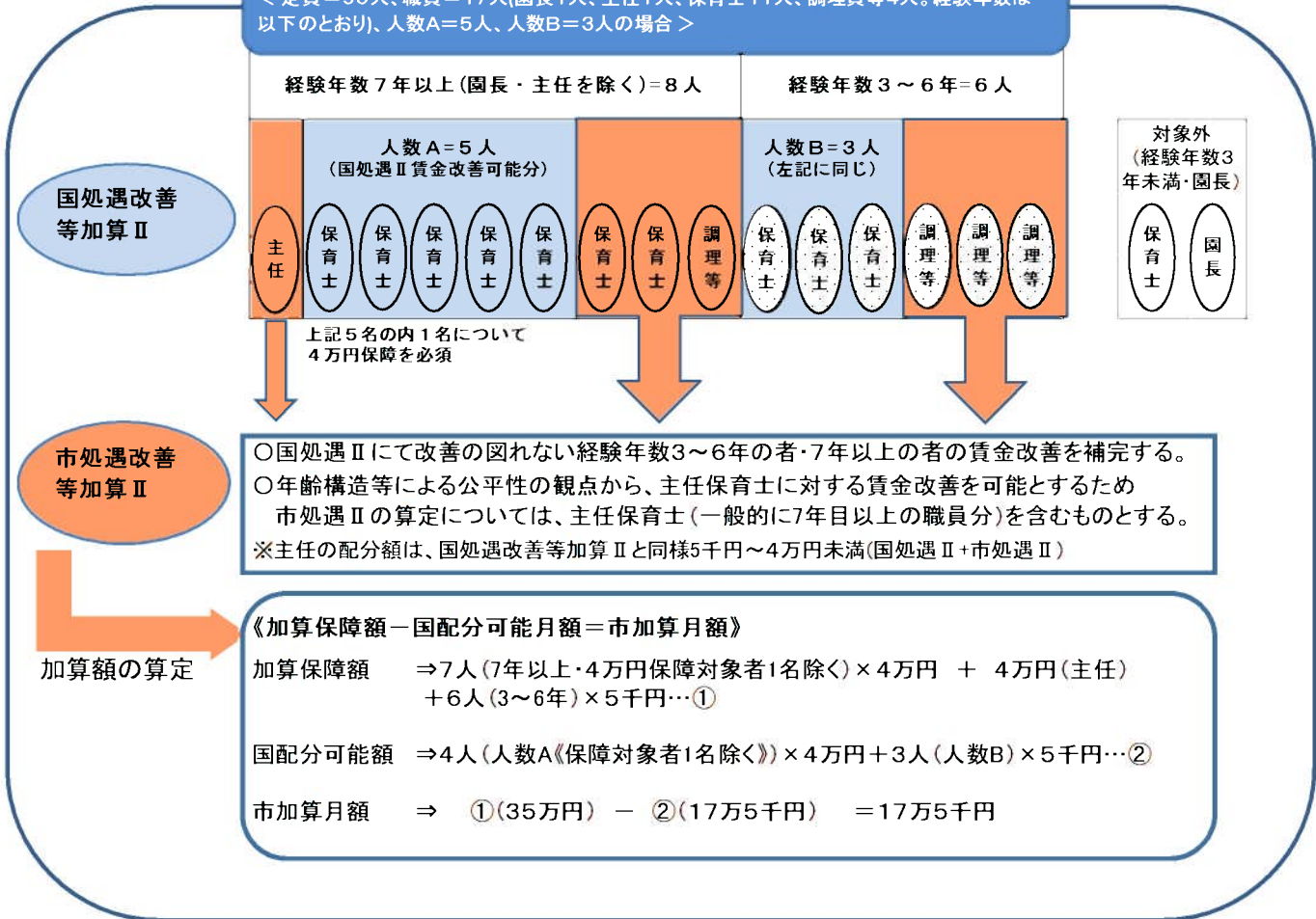
国処遇改善等加算Ⅱの配分可能額（副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額）に対し、経験年数が3～6年の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者（いずれも園長を除く）にも4万円を配分（加算保障）した場合に不足する額。

※ただし、国処遇Ⅱの算定基礎となる職員数に1を加えた人数を上限とする。

《加算保障額－配分可能額＝市加算月額》

市処遇改善等加算Ⅱの運用モデル

< 定員=90人、職員=17人(園長1人、主任1人、保育士11人、調理員等4人。経験年数は以下のとおり)、人数A=5人、人数B=3人の場合 >



市処遇改善等加算Ⅱの取扱い

資料2-1

【国処遇改善等加算Ⅱの拠出に係る市処遇改善等加算Ⅱの取扱いについて】

国通知「施設型給費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」では、処遇改善等加算Ⅱの拠出・受入は令和4年度まで行うことができるとされていますが、仮に拠出・受入が継続して行えるようになった場合でも、本市では、令和5年度から以下の通り、取り扱う予定としています。

○ 市処遇改善等加算Ⅱの加算を受けており、国処遇改善等加算Ⅱの加算額を他都市系列園へ拠出する場合の市処遇改善等加算Ⅱの加算額について

【変更前】

国処遇改善等加算Ⅱの加算額を他都市系列園へ拠出する場合であっても、市処遇改善等加算Ⅱの加算額は減額しない。

【変更後】

国処遇改善等加算Ⅱの加算額を他都市系列園へ拠出する場合、実質的に市処遇改善等加算Ⅱの加算額が他都市系列園の賃金改善に充てられることになるため、国処遇改善等加算Ⅱの加算額のうち、他都市系列園への拠出額と同額を市処遇改善等加算Ⅱの加算額から減額する。

処遇改善等加算 I の認定手続きについて

資料2-2

【概要】

処遇改善等加算 I については、以下①②の2段階に分けて認定

①加算率の認定(資料2-2)(令和4年4月頃通知予定)

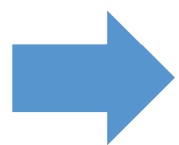
②賃金改善計画の確認(資料2-4)(令和4年夏頃通知予定)

加算率の認定

資料2-2

【算定対象となる職員】

職員個々の経験年数に応じた加算率が認定されます。
算定対象となる職員は以下の通りです。



令和4年4月1日時点に在籍している職員のうち
「1日6時間以上かつ月20日以上」

※勤務期間内に病休（無給）等がある場合は、対象期間から除きます
※必ずしも雇用形態が正職員である必要はありません

加算率の認定

資料2-2

【算定対象となる施設】

- 子ども・子育て支援法第7条第4項及び第5項で規定される施設・事業
⇒幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育
居宅訪問型保育の事業所
- 学校教育法第1条に定める学校及び第124条で定める専修学校
- 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
- 児童福祉法第12条の4に定める施設(児童相談所内の一時保護施設)
- 地方公共団体における単独保育施策による認可外保育施設(川崎認定保育園等)
- 認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設、幼稚園に併設された施設
- 《保健師、看護師、准看護師のみ》
医療法に定める施設(病院、診療所、介護老人保健施設、助産所)

加算率の認定申請について

資料2-2

【提出書類】

- ・令和4年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書
- ・平均勤続年数計算書
- ・処遇改善等加算率算定職員台帳
- ・**在職証明(願)書**
- ・資格証等
- ・令和4年度賃金改善計画書ほか(令和4年夏頃通知予定)

【提出期限】

令和4年5月上旬(予定)

在職証明(願)書

資料2-2

様式は任意ですが、下記要件を充足している必要があります。

- ①算定対象職員の雇用状況が**1日6時間月20日以上**であること。
- ②算定対象施設での**該当職種での経験**であること。
- ③勤務期間の記載があること。
- ④法人代表者の記名押印があること。

※在職証明書取得が困難な場合は、本人からの在職申出書に加え、勤務歴が把握・推認できる資料(雇用保険の加入履歴等)の提出が必要です。
(詳細は4月通知参照)

在職証明(願)書【処遇改善等加算 加算率認定用】				
氏名	生年月日		性別	
勤務期間	勤務施設名	施設種別	算定除外条件	職種
~				
~				
~				
~				
※この証明には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務していた期間のみを記載してください。 ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務期間内で算定除外期間(病休(無給)、1日6時間未満又は週5日未満勤務)がある場合には、勤務期間を分けて記載をお願いします。				
上記の内容に相違ないことを証明いたします。				
令和 年 月 日				
法人名 代表者職・氏名				
印				



処遇改善等加算に係る実績報告について

【概要】

前年度の賃金改善が適切に行われたこと及び年度途中の修正が適切に行われたことを確認するもの

【令和4年度スケジュール】

- ・夏頃、通知を発出
- ・順次報告内容を確認

（修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。）

【提出資料について】

- ①処遇改善等加算Ⅰ（全園（令和4年度新規開設園等除く））
- ②処遇改善等加算Ⅱ（該当園）

市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。

※令和4年度新規開設園等については、作業はありません。

処遇改善等加算に係る賃金改善計画について

【概要】

- ・賃金改善要件分の適切な支給計画を確認
- ・処遇改善等加算Ⅱ及び市処遇改善等加算Ⅱの認定

【令和4年度スケジュール】

- ・夏頃、通知を発出
- ・9月以降、順次認定
(修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。)
⇒ 認定された施設から順に給付費に反映

【提出資料について】

- ①処遇改善等加算Ⅰ(全園)
- ②処遇改善等加算Ⅱ(該当園)

市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。

令和4年度に向けた請求ソフトの各種情報の更新等について

請求ソフト操作内容等

①既存園

年度更新等の作業が必要。
次頁以降を参照し年度更新等の作業を行う。

②新規開設園

請求ソフトのPCへのインストールを行い、ヘルプデスクから
請求ソフトの操作説明（3月中旬～下旬に実施）を受けて、
施設情報及び児童情報等の入力等を行う。

令和4年度に向けた請求ソフトの各種情報の更新等について

既存園が行う年度更新等の作業

【1】 施設・事業所情報の更新

- ①施設情報の年度更新について
- ②施設情報及び加算認定情報等の更新について

【2】 児童情報の更新

- ①児童一括退所処理について
- ②児童情報の年度更新について

【3】 職員情報の更新

- ①処遇改善等加算Ⅱの入力等について
- ②4月1日付異動・入職者等の前歴入力について
- ③平均勤続年数計算書の出力について

令和4年度主な補助金の改正点について

資料4-1

1 保育士宿舍借り上げ支援事業補助金

※詳細については資料4-2を参照ください

- 対象者が採用日から**8年以内**の常勤保育士等へ変更
※経過措置として、令和2年度に事業対象であり、引き続き令和4年も事業対象となる場合には10年以内、令和3年度から事業対象であり、引き続き令和4年度も事業対象となる場合には9年以内
- 1戸当たり補助基準月額：82,000円（予定）
- 第1四半期分一式を**7月初旬の締切**までに提出

2 年度限定型保育事業

※詳細については資料4-3を参照ください

- 基本補助額の月額 75,000円～155,000円
- **法定代理を新たに実施するため、A・B世帯からの保育料を原則受領せず、市へと四半期ごとに請求**
- 実施届出書を**4月初旬の締切**までに提出

3 一時保育事業

※詳細については資料4-4を参照ください

- **年収360万円未満世帯の児童が一時保育事業を利用する場合の利用料の減免**を新たに実施
- 基本補助額交付申請書類一式を**6月初旬の締切**までに提出

令和4年度主な補助金の改正点について

資料4-1

4 定員超過補助者雇上費補助金

※詳細については資料4-5を参照ください

- 補助上限額（年額）の変更
定員120人以下：2,333,000円 ⇒ **2,328,000円**
定員121人以上：4,666,000円 ⇒ **4,656,000円**
- 令和4年4月1日時点で、**1～2歳**の合計定員を超えて108%以上の受入を行う保育所へと対象を変更

5 保育体制強化事業

※詳細については資料4-6を参照ください

- 現行の補助要件の見直しによる運用改善
⇒事業開始時の**雇用状況の前年同月との比較を廃止**
⇒保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した**実施計画書を新たに提出**
- 1施設当たり：上限月額145,000円

6 新型コロナウイルス感染症対策補助金

※詳細については資料4-7を参照ください

- 補助上限額（年額）
定員20人以上59人以下 600,000円
定員60人以上 750,000円
- さらに一時保育実施施設については、令和4年度における利用者数が一定程度的場合に300,000円を上乗せ
- **かかり増し経費に積極的にご活用し、特別手当等で支給するようご協力ください。**

保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料4-2

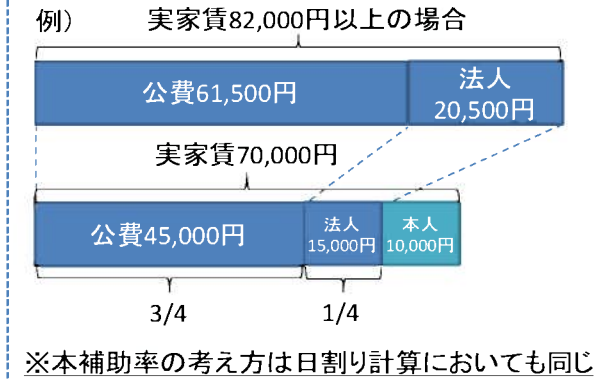
【事業の目的と概要】

■ 保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する。

■ 保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部補助
1人(1戸)当たり月額 82,000円(予定)を上限額とし、
3/4を公費で補助。残りの1/4 を法人が負担する。

■ 法人による借り上げが対象であり、法人所有の物件は対象外

■ 費用の対象は、家賃・管理費・共益費（敷金、礼金、手数料等は対象外）



保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料4-2

【対象施設と対象者】

- 保育所、小規模保育事業(C型除く)、事業所内保育事業、認定こども園、認可化・小規模保育事業化予定の認可外保育施設が対象
- 施設長を除く、常勤(正規雇用)の保育士、看護師(准看護師、保健師)、教諭(小学校、幼稚園、養護教諭)※条例等により保育士に読み替えられるものに限る。子育て支援員やその他市長が認める者は対象外
- 対象者は世帯主又は準ずる者(世帯総収入の50%超)であること、住宅手当等を受けていないことが条件
- 法人に採用された日から8年以内
ただし、令和2年度に事業対象だった方で引き続き令和4年度も事業対象となる場合には10年以内、令和3年度に事業対象だった方で引き続き令和4年度も事業対象となる場合には9年以内

【実施期間と手続き】

- 令和4年4月1日～令和5年3月31日

(翌年度以降の実施については国の 本事業の実施状況により検討)

- 申請に必要な書類

- ・ 申請書
- ・ 賃貸契約書の写し
- ・ 本人負担額確認書
- ・ 雇用契約書の写し
- ・ 資格証明書の写し
- ・ 住民票の写し(令和4年度発行のもの)
- ・ 給与明細の写し
- ・ 法人が家賃を振り込んだことを証する書類 など

- 申請・支払は四半期ごとの実績払

実績報告書(内訳書は四半期 ごとに作成)は年1回提出

保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料4-2

年間スケジュール

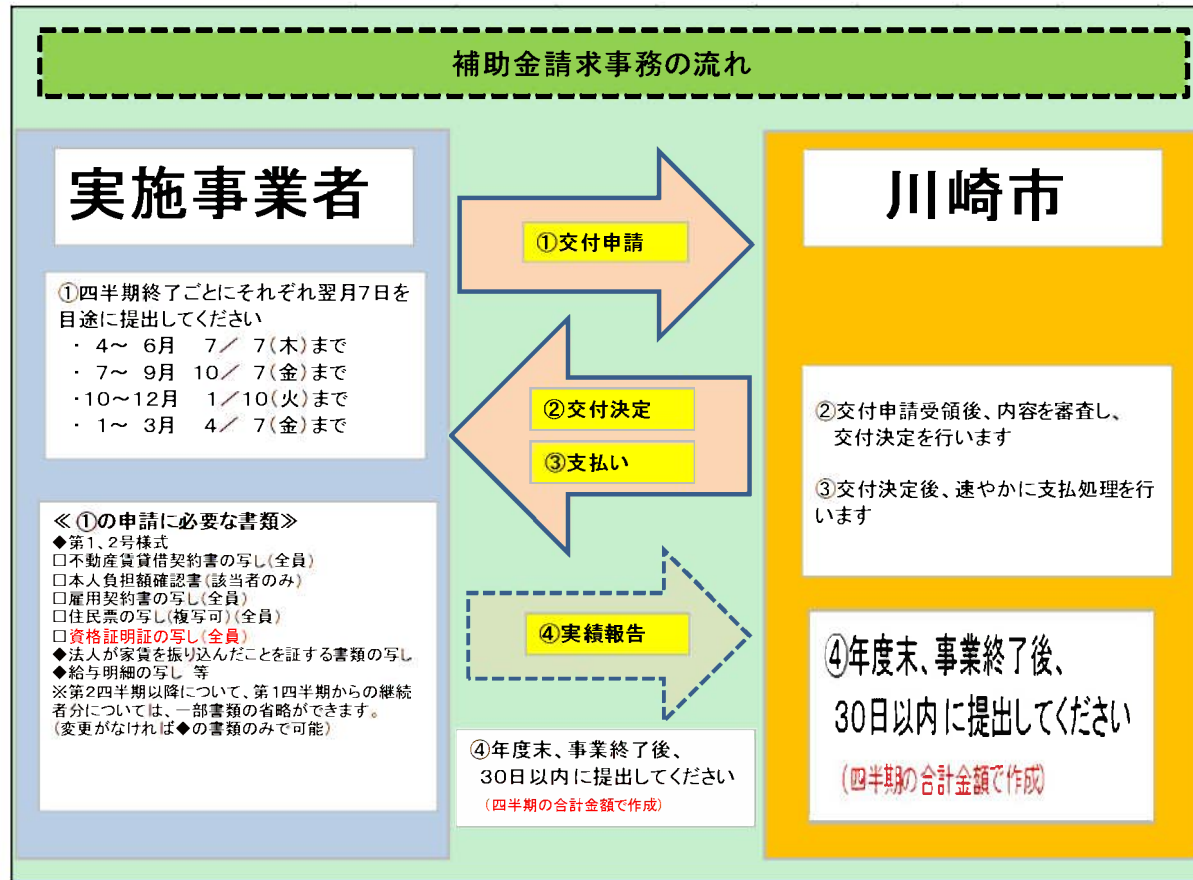
実施期間: 4月1日～3月31日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
施設・法人	第4四半期申請 前年度	実績報告書提出 前年度		第1四半期申請※			第2四半期申請※			第3四半期申請※			第4四半期申請※	実績報告書提出
川崎市	・審査 ・補助金交付 (5月まで)			・審査 ・補助金交付 (8月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (11月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (2月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (5月まで)	

※第1四半期～第4四半期の申請は、それぞれ各月7日までに申請
 ※各期申請の前月に、日時・様式等を通知する予定

保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料4-2



《申請書の申請日付について》

申請日付は四半期終了後7日以内となりますが、次のとおり記載願います。

● 4～6月分	(第1四半期)	7月1日付	● 7～9月分 (第2四半期)	10月1日付
● 10～12月分	(第3四半期)	1月4日付	● 1～3月分 (第4四半期)	3月31日付

年度限定型保育事業について

資料4-3

■ 事業の目的(ねらい)

- ① 待機児童の解消
- ② 保育所等入所保留児対応制度
- ③ 開設直後の4・5歳児室等空きスペースの有効活用
- ④ 単年度限定の緊急一時預かりの実施

■ 事業の実施期間

単年度限定での保育事業とする

対象児童

- ① 入所日時点で市内在住者※とする。
- ② 保育所等の入所保留者とする。
- ③ 年度初日の前日時点で満1歳及び2歳の者とする。

※ ただし、利用開始後、年度途中で市外転出となった場合に、「引き続き家庭における保育が困難」である場合は、市外在住者も対象とする。

※ 保育が困難の判断は、転出先の支給認定証又は教育・保育給付認定決定通知書の写し、保留通知書の写し等の提出をもって行う。

実施要件

- ① 開設後1・2年目で定員割れが生じる見込みがあること。
- ② 他の入所児童と併せて面積基準を満たすこと。
- ③ 国の一時預かり事業の職員配置基準を満たすこと。
- ④ 事業の実施日・実施時間は通常保育と同一とし、朝・夕又は夕のみで2時間の延長保育を行うこと。
- ⑤ 入園前健診、定期健診、与薬及び災害共済給付制度加入等は通常保育と同様に行うこと。
- ⑥ 給食提供、除去食対応等も通常保育と同様に行うこと。

事業の実施協議及び届出

▼11月13日まで **本協議手続は終了しました**

実施協議書の提出×切

※協議事項は利用定員・利用保育室・職員体制・実費徴収額等

※添付書類として図面、職員名簿、事業計画書

▼11月21日～12月中旬

事業計画のヒアリング

▼1月上旬

実施可否の決定通知(並行して実施予定園として公表)

▼2月中旬

利用定員の最終決定

▼4月1日まで

実施届出書(届出事項は協議事項に同じ)の提出

届出書の提出先は保育第1課

保護者の費用負担額

■基本保育料（階層区分は前年度市民税額で決定し、1年間固定）

階層区分	基本保育料(月額)	第2子 基本保育料(月額)	第3子 基本保育料(月額)
A～B	20,000円	10,000円	0円
C1～C12	20,000円	10,000円	0円
C13～C18	40,000円	20,000円	0円
C19～C23	60,000円	30,000円	0円
C24～C25	80,000円	40,000円	0円

- ・月途中退所の場合は日割計算とする。
- ・きょうだいが同時に認可保育所等に入所していた場合、保育料が軽減される(多子減免の適用)。対象者については、3月下旬の保育料決定の際、実施施設に通知する。
- ・市民税非課税世帯(A・B世帯)は、月額42,000円を上限に無償化となる。

保護者の費用負担額

■ 延長保育料

延長区分	延長保育料(月額) ※補食代別
30分延長	1,000円
1時間延長	2,000円
1時間30分延長	3,000円
2時間延長	4,000円

施設等利用費(保育料)法定代理受領の流れ

■ 概要

法定代理受領とは保護者が受け取る無償化給付分(42,000円が上限)を施設が代わりに受け取り、差額のみを保護者に請求するもの。

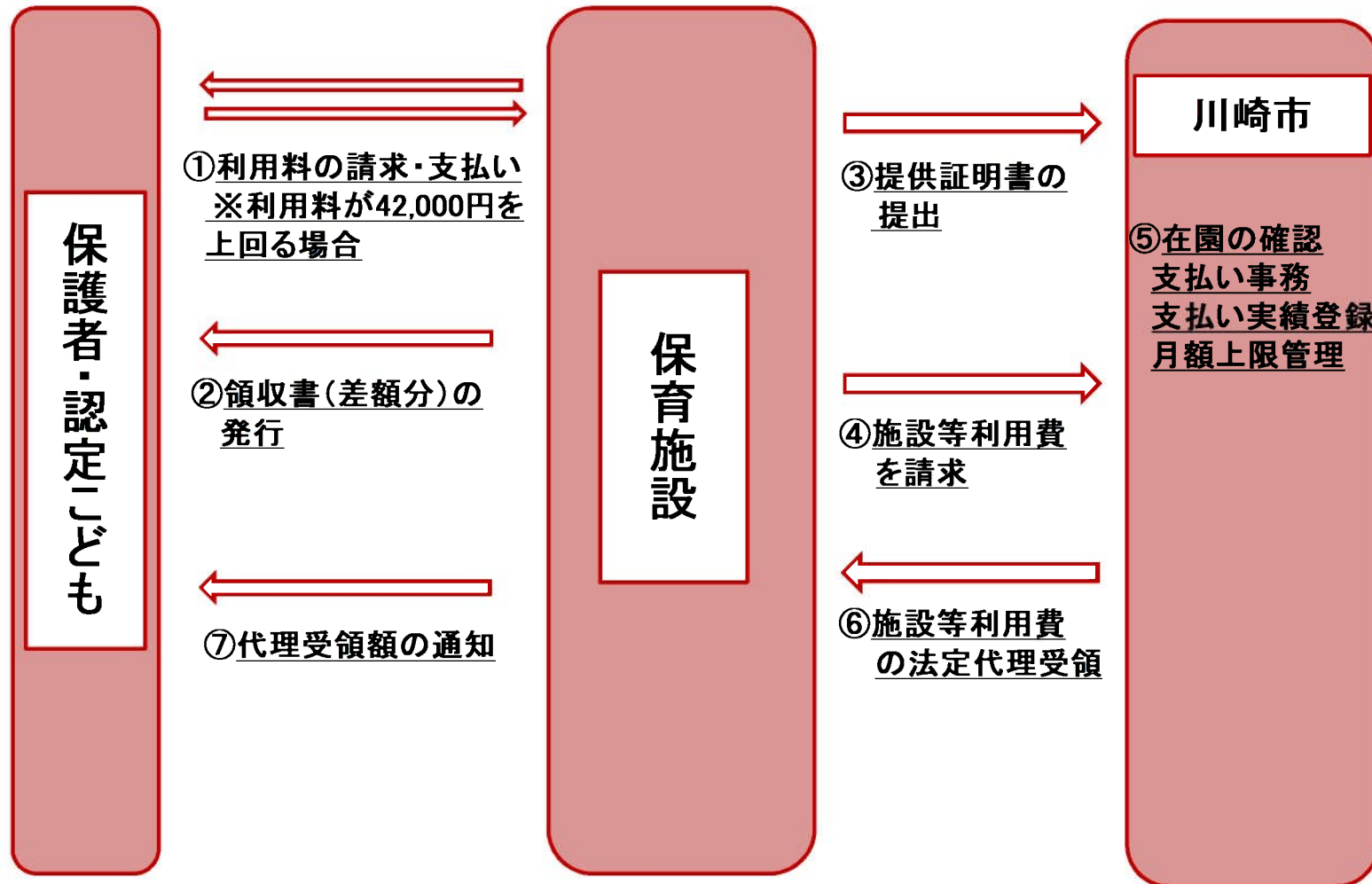
■ 対象者

階層区分がA・Bに該当する世帯

■ 法定代理受領のポイント

- ①保育園は月の保育料(保育料及び延長保育料のみ)が42,000円を上回る場合に42,000円を差し引いた額を保護者から納入してもらう。
- ②保育園は月の保育料(上限42,000円)×人数を川崎市に請求する。
- ③川崎市は審査を行い、支払いを行う。

施設等利用費(保育料)法定代理受領の流れ



施設に給付する補助金の申請・交付手続

- 基本補助額
 - 年度一括の概算・精算払とする。
 - 申請日は4月1日
 - 基本補助額交付申請書に利用児童数見込表、収支予算書を添付して保育第1課に提出
- 加算補助額(延長・障害・入園前健診の3種類)
 - 四半期ごとの通常払とする。
 - 申請日は四半期終了後速やかに
 - 加算補助額交付申請書に四半期分の利用状況報告書を添付して保育第1課に提出

※嘱託医への入園前健康診断手当については、令和4年3月31日までに支払いを終えること。(申請日は、令和4年3月31日)

施設に給付する補助金額

■基本補助額(階層区分は基本保育料と連動) (児童1人当り)

階層区分	基本補助額(月額)	第2子 基本補助額(月額)	第3子 基本補助額(月額)
A~B	135,000円	145,000円	155,000円
C1~C12	135,000円	145,000円	155,000円
C13~C18	115,000円	135,000円	155,000円
C19~C23	95,000円	125,000円	155,000円
C24~C25	75,000円	115,000円	155,000円

※月途中退所の場合は日割計算とする。

施設に給付する補助金額

■加算補助額

【延長保育実施分】

(児童1人当り)

延長区分	加算補助額(月額)
30分延長	1,600円
1時間延長	3,200円
1時間30分延長	4,800円
2時間延長	6,400円

【障害児延長保育実施分】

(児童1人当り)

延長区分	加算補助額(月額)
30分延長	6,030円
1時間延長	12,060円
1時間30分延長	18,090円
2時間延長	24,120円

施設に給付する補助金額

■加算補助額

【障害児保育費】

(児童1人当り)

障害区分	加算補助額(月額)
重度	241,400円
中度	193,120円
軽度	120,700円

※上記障害児認定を受けた児童が延長保育を利用した場合には別途加算あり

【入園前健康診断手当】

(児童1人当り)

加算補助額(1回)

2,000円

毎月の利用状況報告

- 実施施設は、毎月末日付けで、翌月5日までに利用状況報告書を保育第1課に提出する。

<利用状況報告書の内容>

利用児童名、生年月日、クラス年齢、住所、
利用期間、階層区分、障害区分、延長時間

- ※ 職員の配置状況については、雇用状況報告書により、給付費等の請求と併せて請求ソフトを用いて行う

令和3年度実施施設の基本補助額の変更交付、実績報告

- 基本補助額の変更交付(該当施設のみ)
 - 申請日は3月31日とする
 - 変更交付申請書に年間の利用状況報告書を添付して保育第1課に提出
- 実績報告(全施設)
 - 申請日は3月31日とする(4月中旬までに)
 - 実績報告書に年間の利用状況報告書及び集計表と収支決算書を添付して保育第1課に提出
(執行額が交付額を下回る場合、別途差額の戻入が必要となります。)

一時保育事業について

【概要】

保護者のパートタイム勤務等就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の急病・入院等に伴う緊急的な保育のニーズに応えるためのもの

＜基本補助額＞

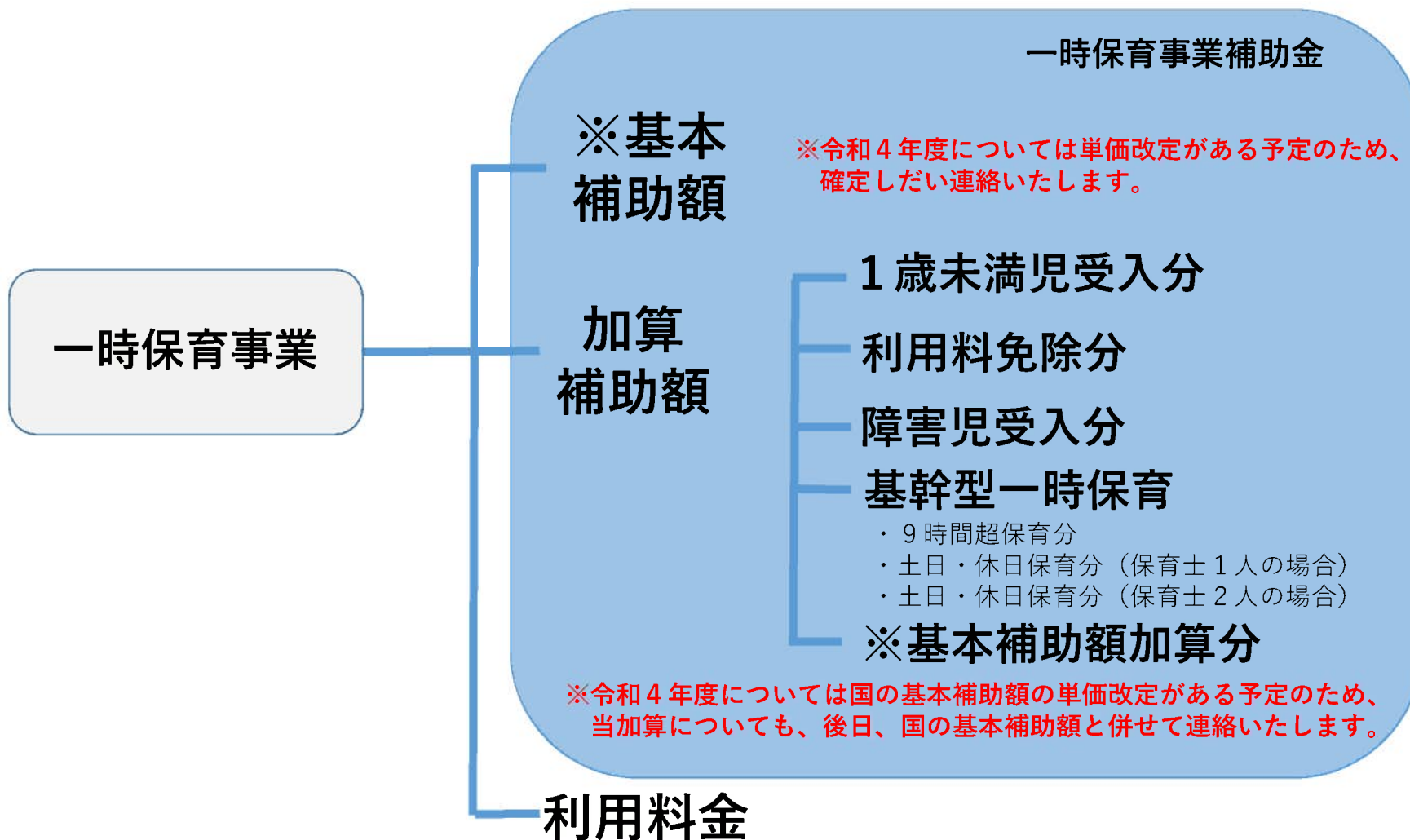
基本となる運営費を補助するもの

＜加算補助額＞

1歳未満児・障害児の受入促進、低所得世帯等の利用料免除などを補填、補助するもの

- ・1歳未満児受入分
- ・利用料免除分
- ・障害児受入分
- ・基幹型一時保育
 - ・9時間超保育分
 - ・土日・休日保育分(保育士1人の場合)
 - ・土日・休日保育分(保育士2人の場合)
- ・基本補助額加算分

一時保育事業 構成図



利用料免除の対象

一時保育の利用は川崎市民以外の方でも可能ですが、利用料免除の対象は原則として川崎市民の方に限ります。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ① 生活保護世帯 | ② 非課税世帯（単身赴任は除く） |
| ③ 里親に委託されている児童 | ④ 児童扶養手当受給世帯 |
| ⑤ きょうだい減免 | ⑥ 多胎児 |
| ⑦ <u>年収360万未満世帯</u> | ⑧ <u>生活保護世帯（昼食代、おやつ代）</u> |



生活保護世帯のみ昼食代、おやつ代を500円を上限に加算。
（※非課税世帯など生活保護世帯以外は対象外のため注意）

<申請書類>

- ・利用料免除に係る挙証資料は、四半期ごとにコピーを添付してください。
※前の期で提出している場合でも、次の期で省略することはできません。
- ・免除事由に複数該当する場合は、いずれか一つの証明で足りません。
ただし、生活保護世帯、非課税世帯、里親に委託されている児童、
児童扶養手当受給世帯のいずれかに該当する場合は、きょうだい減免及び多胎児よりも
優先としてください。
- ・利用料免除に係る挙証資料については、
参考資料4-2「一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧」をご確認ください。

利用料免除の拡充

◎年収360万未満世帯

【概要】

低所得世帯などの一時保育事業の利用の促進を図り、もってすべての児童の健やかな成長を支援することを目的に令和4年度から年収360万未満世帯(市民税所得割額77,101円)に対し、利用料免除を行います。

【提出資料】

課税(非課税)証明書

(4~6月分については令和3年度分、7月以降については令和4年度分が必要となります。)

・保護者からの申請があった場合に、課税(非課税)証明書の提出をして頂き、下記作業をお願いいたします。詳しくは、…

政令市の場合: 税源移譲前の市民税所得割額が77,101円未満か確認

政令市以外の場合: 市民税所得割額、又は都の場合、区民税所得割が77,101円未満か確認

※すべての保護者から課税(非課税)証明書の提出を求めているのではなく、あくまで申請のあった方のみでの対応でかまいません。

利用料免除のメニューが増えたことにより、保護者への周知が難しくなっているため、後日参考までにチラシを保育1課からお送りいたします。

ご不明点があれば保育1課にご連絡の程よろしく申し上げます。

令和3年度一時保育利用料減収補填補助額

<概要>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、利用者が昨年度に引き続き減少し、事業収入(利用者からの利用料及び利用実績に応じた補助金)が大幅減となっていることから、これらの補填を行います。

<申請>

この補助は、**令和3年度の追加補助**です。

本市から、利用料減収補填補助額を記載した通知書を年度当初に送付致します。

※御提出いただく書類は申請書のみです。

<注意事項について>

- ・利用料減収補填補助額は、まず令和3年度の利用者数を確定させる必要があることから、**3月分の利用状況報告書を4月5日(火)までに御提出ください。**
- ・この補助は4月末～5月初め頃の交付を予定しているため、**申請書は締切厳守**とさせていただきますので、御協力をお願いします。

令和3年度 一時保育事業実施施設 基本補助額変更交付・実績報告

申請・報告書類	申請・報告期限
令和3年度一時保育事業補助金(基本補助額)変更交付申請書※	令和4年3月31日付で 4月8日(金)まで
令和3年度一時保育事業利用実績表※	
令和3年度一時保育事業補助金(基本補助額)執行状況報告書	
令和3年度一時保育事業実績報告書	令和4年3月31日付で 4月末日まで

※一時保育事業補助金(基本補助額)変更交付申請書・利用実績表は、年間利用児童数が当初見込みを上回る区分又は補填を行ってなお下回る区分となり、当初交付額が変更となる場合に提出が必要です。

幼稚園児が一時保育を利用する場合

幼稚園児が長期休暇等で一時保育を利用した場合、在籍幼稚園が無償化の対象施設に該当するかによって、一時保育の利用料金が無償化の対象になる場合があります。在籍幼稚園が無償化の対象施設かどうかを川崎市公式ウェブサイトで公表しておりますので、ご参照ください。

年度ごとに対象施設が変わるため、HPを必ず参照してください。

ホームページURL:「幼児教育・保育の無償化対象施設(公示)」
<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000110340.html>

定員超過補助者雇上費補助金について

資料4-5

1 概要・目的

保育士の負担軽減のため
給付上の配置職員以外に
保育補助者の雇上費用を支援

2 対象施設

0歳児の入所状況を考慮し、
0～2歳→1～2歳に令和4年度から要件を変更します。
(令和4年1月14日通知のとおり)

4月1日時点で、1～2歳の合計定員を超えて
「一定割合」の受入を行う保育所

- ※1 「一定割合」とは、**108%以上**とします。
- ※2 条例及び要綱に規定する面積等の基準により、当該割合の受入れが困難な場合には、その面積基準内の可能な限りの受入で可とします。
- ※3 地域型保育事業の連携施設において、3歳児の受入枠を確保している場合、受入枠を確保したうえで面積基準内の可能な限りの受入で可とします。
- ※3 入園辞退等により、保育園側が関与しえない事由で年度初日時点において108%に満たない場合には、特例として5月又は6月初日時点での受入れとなっても対象とします。

2 対象施設

	1歳児	2歳児	合計	超過率
利用定員数	対象外			107.1%
利用児童数				

2 対象施設

	1歳児	2歳児	合計	超過率
利用定員数	対象			110%
利用児童数				

3 補助要件

- ① 保育士資格を有していない者
- ② 保育に関する40時間以上の実習を受けた者あるいはこれと同等の知識及び技能があると都道府県等が認める者
- ③ 4月から1～2歳の定員を超えた受入れの支援に当たる者
- ④ 通年で子どものための教育・保育給付費等の支給対象とならない者

3 補助要件：①

保育士資格を有していない者

3 補助要件：②

保育に関する40時間以上の実習を受けた者

保育に関する40時間以上の実習を受けた者	
保育所の役割	小児保育
子どもの発達	心肺蘇生法
保育の基本	安全の確保とリスクマネジメント
乳幼児の発達と心理	保育所の職業倫理と配慮事項
乳幼児の食事と栄養	特別に配慮を要する子どもへの対応

3 補助要件：②

**保育に関する40時間以上の
実習を受けた者**

**これと同等の知識及び技能があると
都道府県等が認める者**

4 補助上限額

人件費

定員120人以下の施設は1施設当り年額2,328千円

(前年度 年額2,333千円)

定員121人以上の施設は1施設当り年額4,656千円

(前年度 年額4,666千円)

5 年間スケジュール

	6月	7月	8月		3月	翌年度 4・5月
事業者	交付申請					変更交付申請 実績報告
川崎市	交付申請 提出案内		概算払		実績報告 提出案内	精算

※国の動向に応じて金額・スケジュール等詳細について変動が生じる可能性があります。

6 交付申請時の注意点

- ・ **雇用契約書の添付**
- ・ **平面図は部屋名称と面積値が読み取れるものを添付**

川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金収支予算書

保育所名:

	費目	金額	備考
収入	川崎市補助金		
	自己資金		
	計	0	
	人件費		
支出	計	0	

• 補助金は
千円未満切捨て

• 補助金 < 人件費の場合は
差額を自己資金へ

• 予算書は収入額と
支出額を一致

6 実績報告時の注意点

- **3月勤務分の賃金が翌月払の場合は、賃金が確定次第速やかに実績報告を提出**

交付決定額 < 実績報告時の確定した補助額の場合は

変更交付申請 + 実績報告の2点を提出

※定員120名の施設の場合

	交付決定時	年間人件費	上限額	改定後上限額	補助金の増減	提出書類
①	¥1,800,000	¥1,500,000	¥2,264,000	¥2,333,000	¥-300,000	実績報告
②	¥2,000,000	¥2,500,000			¥333,000	変更交付申請 実績報告
③	¥2,264,000	¥2,300,000			¥36,000	変更交付申請 実績報告
④	¥2,264,000	¥2,264,500			±0	実績報告

保育体制強化事業について

資料4-6

【事業概要】

- 保育士の負担を軽減することによって保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を散歩等の児童の園外活動時の見守り等の保育に係る周辺業務に活用し、その周辺業務に要する費用の一部（1施設月額14万5千円を上限とする。）を補助するもの。

【保育支援者に係る要件及び補助対象事業】

- 1 保育支援者は保育士資格を有しない者で、保育に係る以下の業務のうち、①を含み2つ以上行うものとする。

- ①児童の園外活動時の見守り等（必須）
- ②保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ③外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- ④寝具の用意・あとかたづけ
- ⑤給食の配膳、あとかたづけ
- ⑥その他保育士の負担軽減に資する業務

- 2 保育支援者は平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者であり、公定価格上措置された職員及びその他の補助金等の支給対象となっていないものであること。
⇒一時保育・地域子育て支援センター・市加配保育士・高齢者等活躍促進加算・産休代替・定員超過等の対象者でないこと。
- 3 児童の園外活動時の見守り等を実施するに当たり、保育支援者は、市が認める交通安全に関する講習会等を修了しなければならない。（令和4年度については、別途お知らせします。）

【補助対象経費】

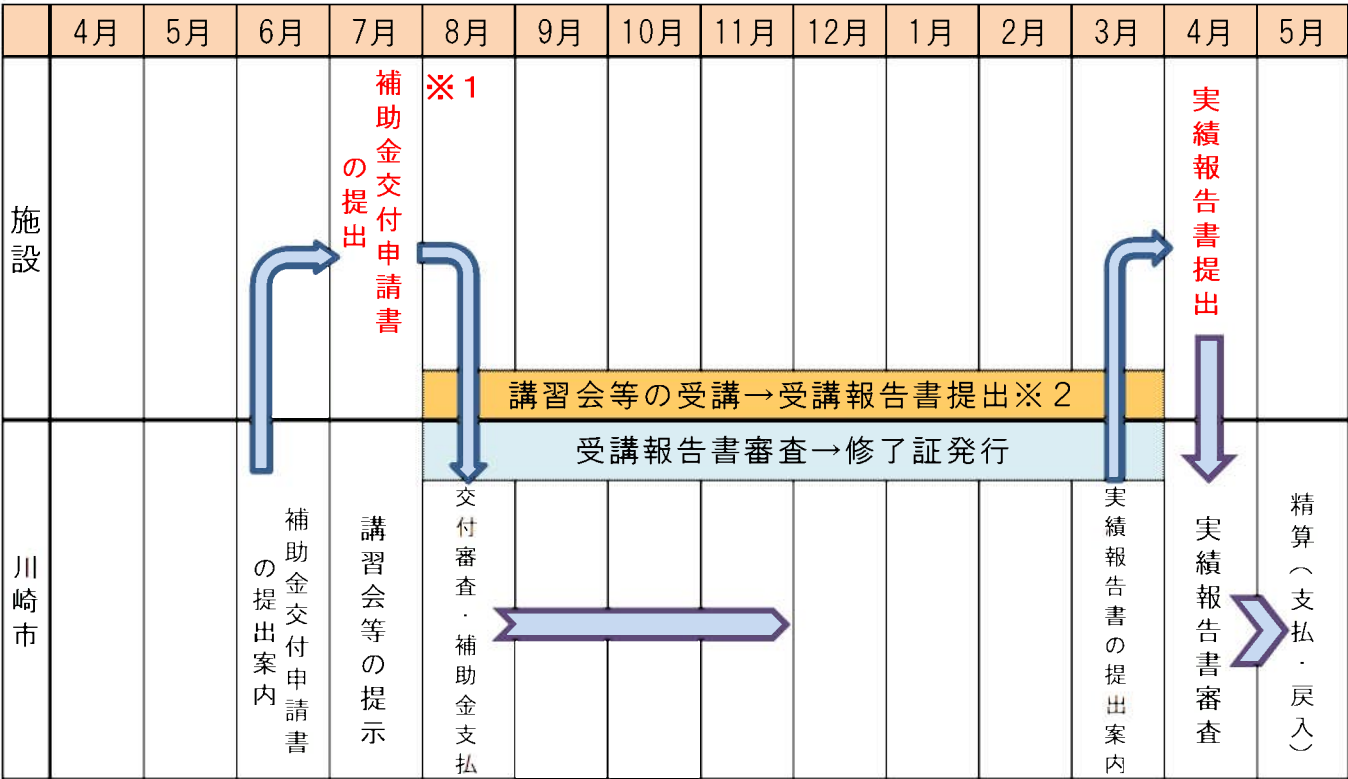
- 事業に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

【昨年度からの変更点】

- 下記要件の廃止
保育支援者を配置した月の保育士及び保育士以外の職員がそれぞれ同数以上であること。⇒要件廃止
- R4年度からの必要書類
保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること。

保育体制強化事業について

年間スケジュール（予定）



※1 交付申請書の承認後に変更が生じた場合は、変更交付申請書を提出。
 ※2 補助金交付決定後、速やかに本市が指定する講習会等（詳細は別途提示）を受講し、受講報告書を保育第1課へ提出。

新型コロナウイルス感染症対策事業について

資料4-7

【事業概要】

保育所において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、保育を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を実施していくために必要な経費のほか、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒などの経費等を補助する。

【事業の対象期間】

令和4年4月1日 ~ 未定

※終了時期に関しては現在検討中です。

【補助基準額】

補助基準額	一時保育事業なし	一時保育事業あり
定員 59人以下	60万円	90万円
定員 60人以上	75万円	105万円

※一時保育実施施設については、令和4年度における利用者数が一定程度以上の場合となります。

※分園については、本園と合わせて上記の金額となります。

新型コロナウイルス感染症対策事業について

【事業内容】

①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講等）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規定に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

※手当の支給に伴い増加する法定福利費については、当該かかり増し経費に計上いただけます。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※物品等の例：手荒れ防止用ハンドクリーム、マスク、帽子、エプロン、手袋等

②マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒などの経費等

【重要事項】

・かかり増し経費に積極的にご活用いただき、特別手当等で支給するようご協力ください。

・法人（施設）が購入したマスク等の物品を職員に配布する場合は、かかり増し経費となりません。

新型コロナウイルス感染症対策事業について

【対象施設の要件】

本補助金の交付にあたり、以下の要件を満たしていることが必要となる。

- ◎ 次に掲げる例のような対策により、感染症拡大防止の徹底に努めていること
 - ・保護者との連絡等におけるICTの活用
 - ・保育等の提供に係る遊具の消毒や、子どもが密集する状況を作らない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇上げ
 - ・感染症対策計画の策定、職員の体調管理や新型コロナウイルス接触確認アプリ(COAO)の活用

- ◎ 本事業については、保育所等が感染症対策を徹底しつつ、保育の提供等の継続に御尽力いただいている職員の方々に対する支援として、原則、「かかり増し経費」に活用すること。

【注意事項】

国の方針をふまえながら進めてまいりますので、本市における取扱いの詳細については、改めてお知らせいたします。

保育士等処遇改善臨時特例事業について

資料5-1

1. 事業概要

保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

2. 実施要件

①令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当※¹により、補助額以上の賃金改善を実施※²すること

※¹ 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、**最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。**

※² 令和4年4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分(人件費▲0.9%)に対応する補助を行うことを踏まえて、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

3. 対象職員

保育所等に勤務する職員

※役員を兼務する施設長を除く

市保育士等処遇改善臨時特例事業

1. 事業概要

「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」における、公定価格上の職員配置に基づいて算定される人数を超えて、「市が配置を求める市加配職員等」に対し、3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行うために要する費用を支給する。

2. 実施要件、対象施設・事業所

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に準じる。

3. 算定対象職員

休憩休息保育士・年休代替保育士・市調理員・一時保育事業に係る配置職員

4. 補助基準額(賃金改善部分)

算定対象職員一名につき、月額11,000円(9,000+法定福利費事業主負担分)

5. 加算見込額

補助基準額(月額) × 令和3年度平均対象職員数(各算定対象についてそれぞれ算定) × 事業実施月数

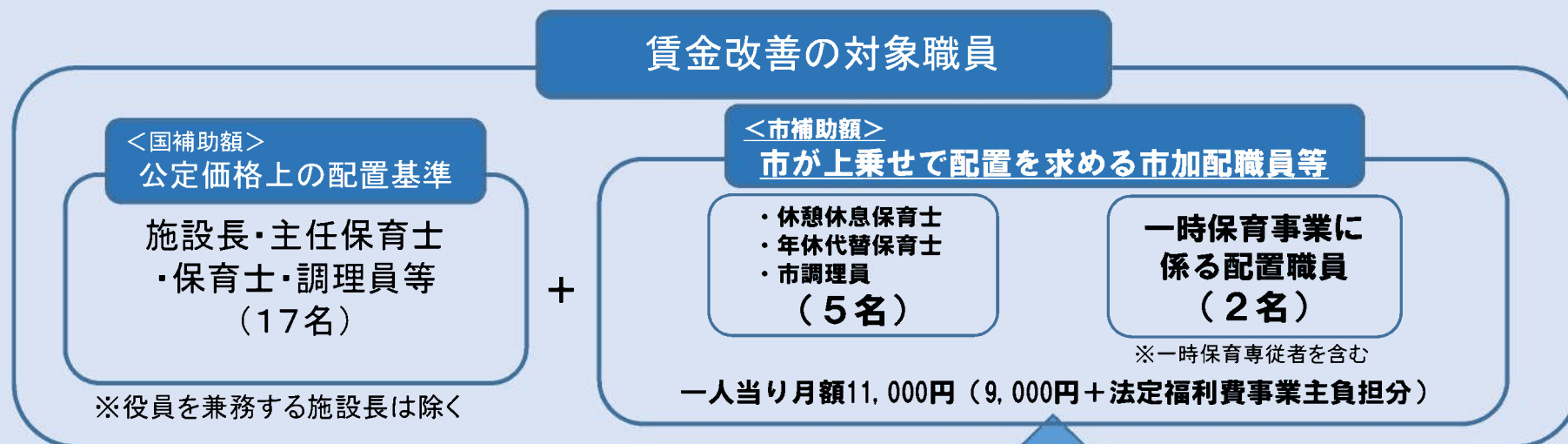
※令和4年2月分から令和4年9月分については、令和3年4月～令和4年3月(令和4年1月～3月は令和3年12月の人数と同数とする)の平均対象職員数とする。

※国の補助額と異なり、市の補助額については、施設間配分は行えない。

※国補助額を川崎市以外の他都市へ拠出する場合は、市補助額を拠出額と同額分減額とする。

市保育士等処遇改善臨時特例事業イメージ図

<定員=90人、職員=24人(施設長1人、主任1人、保育士19人、調理員3人。一時保育事業実施)>
<公定価格上の必要保育士数13名+調理員2名> <市加配保育士数4名+市加配調理員1名+一時保育配置職員2名>



<留意事項>

上記モデルは市の補助額の対象職員をイメージしたものであり、配分する際は、「国補助額」と「市補助額」を施設の裁量において賃金改善の対象職員に配分することが可能。
(ただし、一時保育に係る配置職員は原則賃金改善の対象職員とすること)

**公定価格を超えて配置する加配職員等
に対する賃金改善部分を追加的に支給**

<加算見込額>

11,000円(補助基準額)×7名(年度平均対象職員数)
×事業実施月数

実績報告について

1. 概要

保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から令和4年9月まで実施したことを確認します。

※新規開設園等については、令和4年4月から令和4年9月まで

2. スケジュール

令和3年度分(令和4年2月・3月)と令和4年度分(令和4年4月から令和4年9月まで)についての実績報告をまとめて行うことを予定しています。

※国から明確な確認方法等が示されましたら、川崎市から御案内します。

現時点では給与規定・賃金台帳等の提出を予定していますが変更がありましたら、別途通知いたします。

令和4年10月以降について

1. 公定価格について

令和4年10月以降については、公定価格の見直しにより、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げる措置を講じることが予定されています。

※国から明確な方針等が示されましたら、川崎市から御案内します。

2. 市加算について

市加算の取扱については、公定価格の見直しを受けて、別途通知等を予定しています。

なお、10月以降も制度は継続を予定しているため、継続を前提に、「国補助額」と「市補助額」どちらも賃金改善に充てられる体制の整備に御協力ください。

「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」について

資料5-2

【概要】

このシステムは、子ども・子育て支援法第58条に基づく特定教育・保育施設の情報公表及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等（以下、「保育所等」という）の情報公表について、利用者の選択に資する情報を、インターネット上で直接閲覧できる環境整備を目的として令和2年9月より運用を開始したものです。

【公表内容】

- ・施設等を運営する法人に関する事項
- ・当該報告に係る教育・保育提供に関する事項
- ・教育・保育に従事する従業者に関する事項
- ・教育・保育等の内容に関する事項
- ・当該報告に係る教育・保育の利用料等に関する事項
- ・権利擁護等のために講じている措置に関する事項
- ・教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項
- ・都道府県知事が認める事項

【各施設における対応】

○既存園

- ・令和4年度の施設情報の更新の御案内は、令和4年5月を目途に別途通知します。

○新規開設園

- ・新園のシステムへのログインID・パスワードは、市が登録した各法人、または施設のメールアドレス宛てに、当該システムよりすでに送付されています。
- （このID・パスワードは、毎年度、登録情報の確認・更新をする際に必要となりますので、**必ず保管をお願いします。**）
- ・その後、施設の情報をご入力いただいた上、当市に申請をいただき、神奈川県承認後、施設情報が公表される流れとなります。**システムの操作方法・各施設による作業の詳細については、別途通知いたします。**

○子ども・子育て支援情報公表システム年間スケジュール（予定）

本システムの 利用者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認可 年間スケジュール	都道府県 政令市等	年度更新準備	（新規）事業者及び施設基本情報の登録									
			都道府県知事が必要と認める事項の登録（都道府県のみ）※									
	（申請された）施設詳細情報の承認及び公表											
市町村	年度更新開始	施設情報（基本・詳細）の確認										
施設		施設詳細情報の登録（更新）及び自治体への申請										
<small>※前年度と情報に変更がない場合でも、毎年度の報告が必要です。 ※施設詳細情報の更新は、随時可能です。</small>												

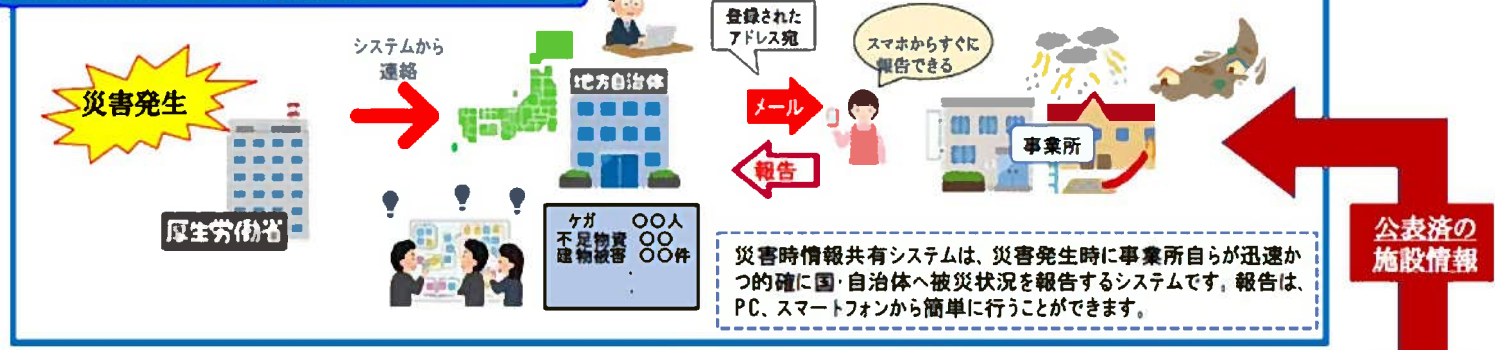
※年度更新開始後から翌4月までに登録された事項は、翌年度分に反映されます。

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）について

2. 公表済施設情報の「児童福祉施設等災害時情報共有システム」への連携について

令和3年度から厚生労働省において運用が開始された同システムは、子ども・子育て支援情報公表システムと連携し、公表された施設情報を活用することで、災害時における「国・自治体・施設」間の被災情報共有の共有を行っています。
公表済の施設情報が連携対象となるため、未公表施設等がある場合は速やかな承認・公表にご協力をお願いします。

児童福祉施設等災害時情報共有システムの仕組み



- <公表システムと連携している施設>
- ・保育所
 - ・認定こども園（幼保連携型）
 - ・認定こども園（保育所型）
 - ・認定こども園（幼稚園型）
 - ・認定こども園（地方裁量型）
 - ・家庭的保育事業所
 - ・小規模保育事業所（A型）
 - ・小規模保育事業所（B型）
 - ・小規模保育事業所（C型）
 - ・事業所内保育事業所（小規模A型基準）
 - ・事業所内保育事業所（小規模B型基準）
 - ・事業所内保育事業所（定員20人以上）

- <連携する情報>
- ・事業所番号
 - ・施設等の名称
 - ・施設類型
 - ・法人等の名称
 - ・法人等の種類
 - ・郵便番号
 - ・施設等の所在地 都道府県
 - ・施設等の所在地 市区町村
 - ・施設等の所在地 町名・番地
 - ・施設等の所在地 建物名・部屋番号等
 - ・施設等の電話番号
 - ・施設等の管理者の氏名
 - ・施設等の管理者の職名
 - ・事業の開始年月日
 - ・利用定員数（合計）